

5月から

民生委員が調査に伺います！

避難支援が必要な人の「要援護者」登録が始まります。

素早い避難行動が

困難な要援護者

近年発生した新潟・福島豪雨災害や、未曾有の大災害と呼ばれた阪神・淡路大震災では、犠牲者のうち高齢者が高い割合を占めました。

このことから、高齢者や体の不自由な人（「要援護者」と言いますが、災害が起きたときに、避難所まで安全に避難できる体制づくりが必要となってきました。市では、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段と体制の整備、避難誘導等の支援体制を確立することを目的とした、災害時要援護者避難支援計画を作成しました。

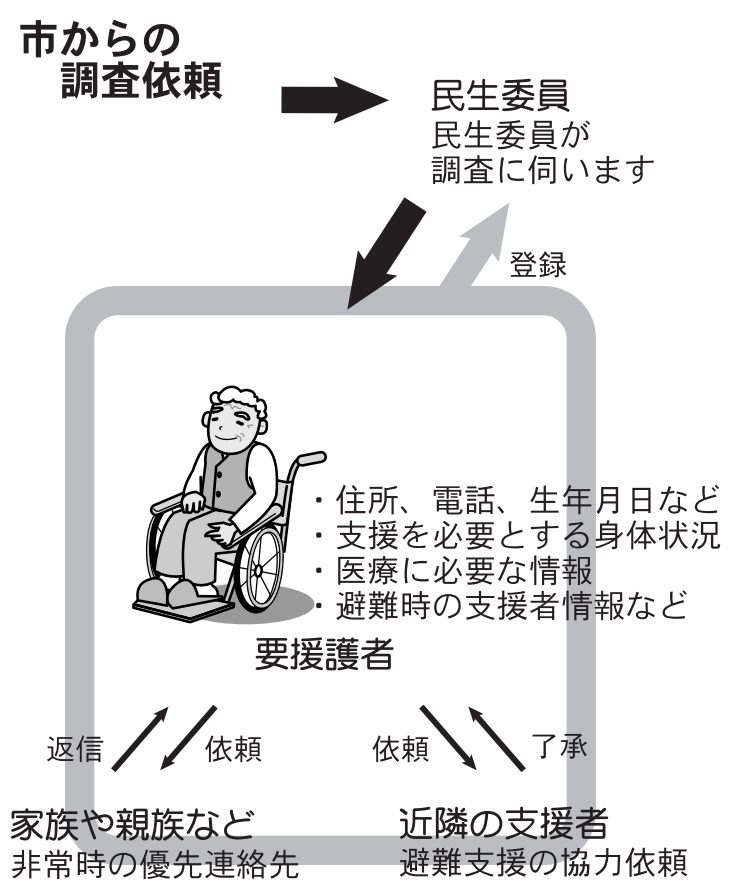
誰もが、安心・安全に暮らせるように、また、災害時に互いが助け合い安全を確認しあうためにはどのようにした

らよいのか、市では、大規模災害に限っては、風水害や地震等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うための仕組みを、

地域の皆さんとともに作りたいと考えています。

要援護者の登録に理解と協力を！「災害時要援護者避難支援計画」

要援護者避難支援調査のイメージ



民生委員の調査にご協力ください

5月から10月にかけて、対象となる要援護者のお宅に、民生委員が訪問をして調査票を作成します。また、一部の障害者には、個別にご案内のうえご自宅を伺います。

調査では、避難支援登録の同意により、登録者本人や家族の情報のほか、対象の理由（要介護など）、自主防災組織と避難地、そして避難を手助けしてくれる近隣の支援者の情報が記載されます。

また、裏面の個別避難支援計画書には、要援護者本人の身体状況や医療の情報を記入します。

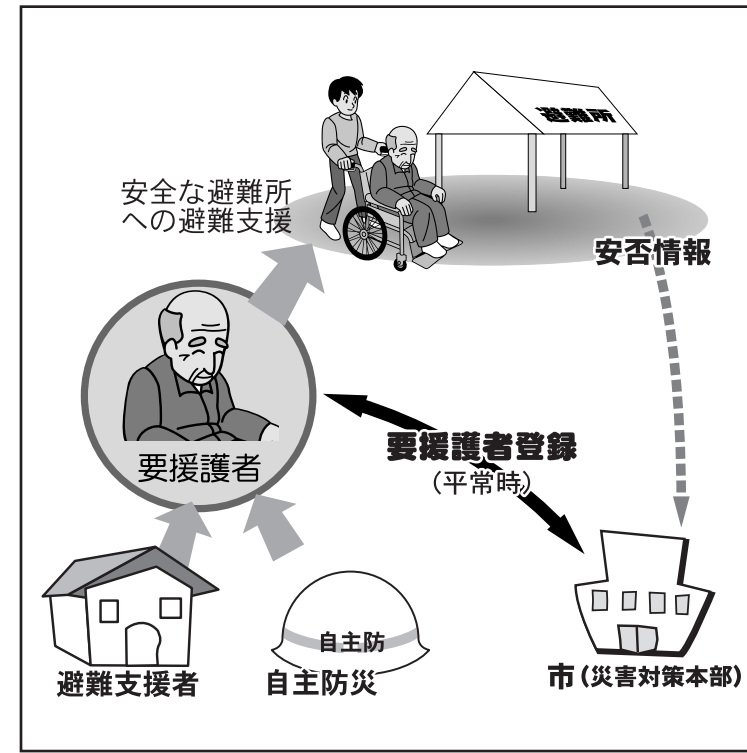
登録される情報は、万一の有事の際のみ使われ、安全に管理されますので、安心して申請時の調査にご協力ください。

自らの命は自分で守る。自らの地域はみんなでする。

自然災害の発生を予知し食い止めることは困難ですが、発生が予想される被害を行政と地域、そして住民皆さんの心がけによって最小限とすることは可能です。

万一に備え、要援護者の登録と避難支援にご協力ください。

問合せ 福祉課 電話 0558(76)8006



災害時の要援護者避難支援イメージ

調査の対象とする要援護者とは

「災害時に、安全な場所へ避難する時に、他の人の支援が必要な人。」を言い、市の災害時要援護者避難支援計画では、次のように定めています。

- 要介護認定3以上の自宅で生活する人
- 要介護認定1以上で、一人暮らしの人
- 身体障害者1・2級の人
- 療育Aの判定を受けている人
- 上記 ~ に準ずる人

「災害時要援護者 避難支援計画」とは

「災害時要援護者」とは、高齢者を始め身体に障害のある人など、災害が起きた時に安全な場所へ自分の力だけで避難することが困難で、避難時には支援が必要とされる人です。近年の災害では、死者・行方不明者などの犠牲者の多くが65歳以上の高齢者であったことから、防災対策上において災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性が特に強く認識されました。そのため、内閣府により「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）がとりまとめられ、現在、全国の市町村では、このガイドラインに基づいて要援護者避難支援対策の取り組みが進められています。

施設予約の空き申請 受付開始日について

施設予約の空き申請期間(使用日の3カ月前に属する月の初日から末日)の受付開始日については、毎月最初の営業日は社会教育課(あやめ会館)およびアクセスかつらぎ(自施設のみ)、葦山時代劇場(自施設のみ)で受け付けします。

社会教育課の窓口では、午前8時30分に受付にきた人の中で、受付順を決定します。



問合せ 社会教育課 電話 055 948 1461
文化振興課 電話 055 948 0225

使用月	受付月	あやめ会館	アクセスかつらぎ 葦山時代劇場	各市民サービス課 (その他の施設)
8月	5月	6日(木)	1日(土)	7日(金)
9月	6月	1日(火)	1日(火)	2日(水)
10月	7月	1日(木)	1日(木)	2日(金)
11月	8月	2日(月)	1日(日)	3日(火)
12月	9月	1日(水)	1日(水)	2日(木)
1月	10月	1日(金)	1日(金)	4日(月)
2月	11月	1日(月)	2日(火)	2日(火)
3月	12月	1日(水)	1日(水)	2日(木)
4月	1月	4日(火)	4日(火)	5日(水)
5月	2月	1日(火)	1日(火)	2日(水)
6月	3月	1日(火)	1日(火)	2日(水)